

定期点検(法定点検)について (橋梁、トンネル、シェッド・大型カルバート)

道路局 国道・技術課
(技術企画グループ)



定期点検の制度化、改定の経緯

H16 直轄道路橋の定期点検(近接目視、5年毎、対策区分の判定、損傷程度の評価)

↓ 山添橋(国道25号)亀裂、木曽川大橋、本荘大橋の斜材破断など重大損傷

H19 長寿命化修繕計画策定補助事業…「基礎データ収集要領(案)※」の提示

↓ H24 中央自動車道 笹子トンネル天井版落下事故

H25 インフラ長寿命化基本計画…インフラメンテナンス元年

H26 道路法改正… 道路構造物の定期点検の義務化

↓ (概ね1巡)
 (近接目視、5年毎、健全性の診断の区分、知識と技能)
 技術的助言「定期点検要領等」の発出

H31 … 技術的助言等の見直しによる**合理化**

↓ (概ね2巡)
 (目視困難箇所(水中部など)や溝橋等の点検方法における合理化)
 (点検支援技術の積極的な活用が可能であることの明確化)

R5 3巡目に向けた総括と対応の検討(社整審道路分科会道路技術小委員会など)

○法令および技術的助言の内容は概ね妥当

ただし、

▲外観のみからの機械的な評価(措置方針を決定)が散見 → **点検品質のばらつき**

▲記録すべき所見の内容にばらつき → **記録品質とデータとしての有用性に課題**

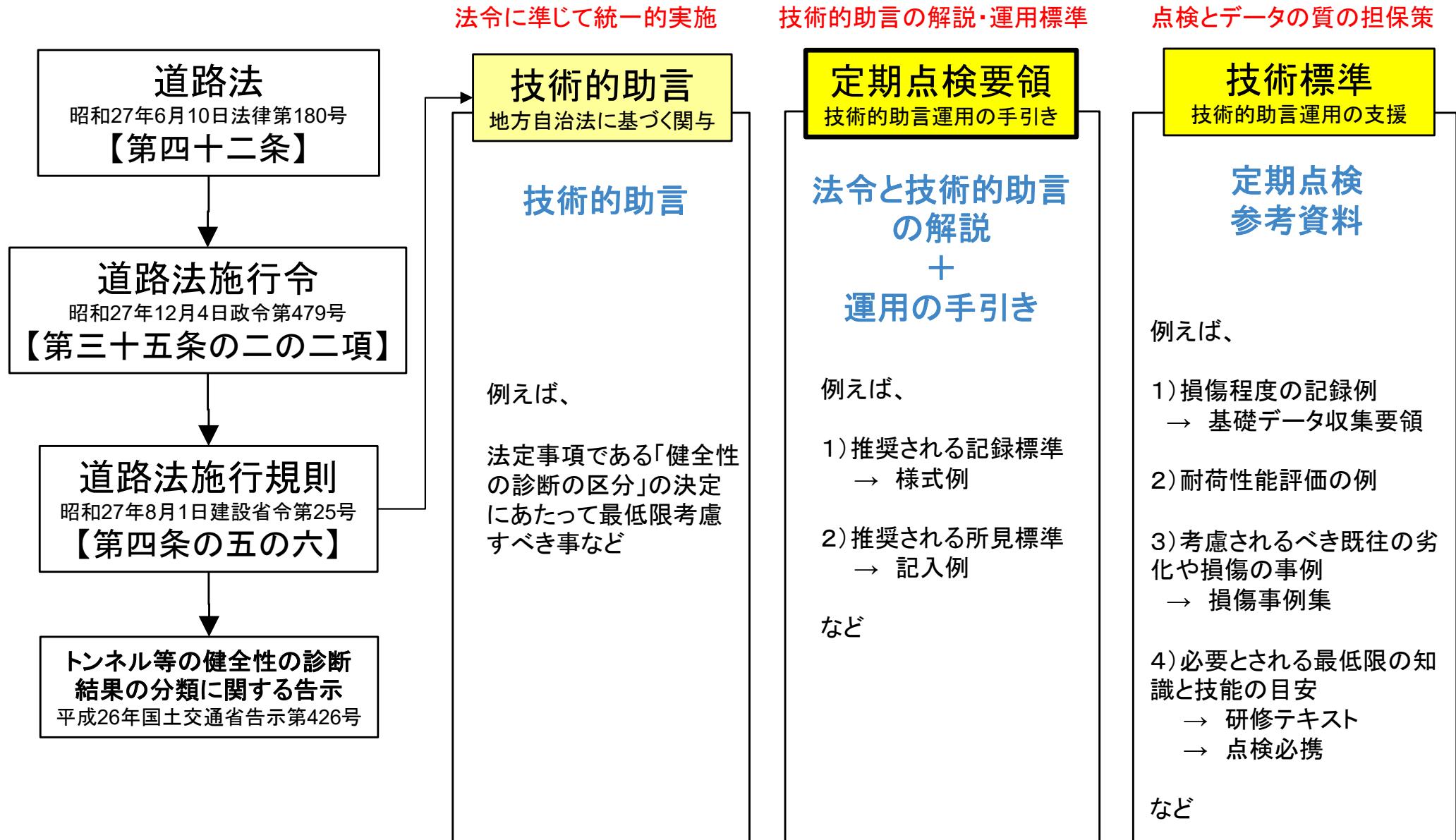
▲重要性の低い情報まで機械的に取得する不合理が散見 → **自治体に負担感**



R6(3巡目)～ 定期点検の質の確保(健全性の診断に係る技術的根拠)、記録の合理化

※橋梁の場合

定期点検の概要(法令、要領等の位置づけ)



なお、法令等の趣旨を踏まえた、維持管理業務の品質確保と継続的改善の仕組みも重要

定期点検の概要(法令、要領等の位置づけ)

点検とデータの質の担保策

技術標準

技術的助言運用の支援

定期点検 参考資料

例えば、

1) 損傷程度の記録例
→ 基礎データ収集要領

2) 耐荷性能評価の例

3) 考慮されるべき既往の劣化や損傷の事例
→ 損傷事例集

4) 必要とされる最低限の知識と技能の目安
→ 研修テキスト
→ 点検必携

など

橋梁の場合

- ※ 改定にあわせた見直し作業中。近日更新予定。
- ※ 用語等の使い方が古いままである事に注意が必要であるが、技術的な評価に関する参考という点では引き続き活用可能。

国総研資料第381号 道路橋の健全度に関する基礎的調査に関する研究
—道路橋に関する基礎データ収集要領(案)—

<https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0381.htm>

国総研資料第748号 道路橋の定期点検に関する参考資料(2013年版)
—橋梁損傷事例写真集—

<https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0748.htm>

国総研資料第829号 道路構造物管理実務者研修(橋梁初級I)道路橋の定期点検に関するテキスト

<https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0829.htm>

国総研資料 第1232号 道路構造物管理実務者研修(橋梁初級I)道路橋の定期点検に関するテキスト(その2)

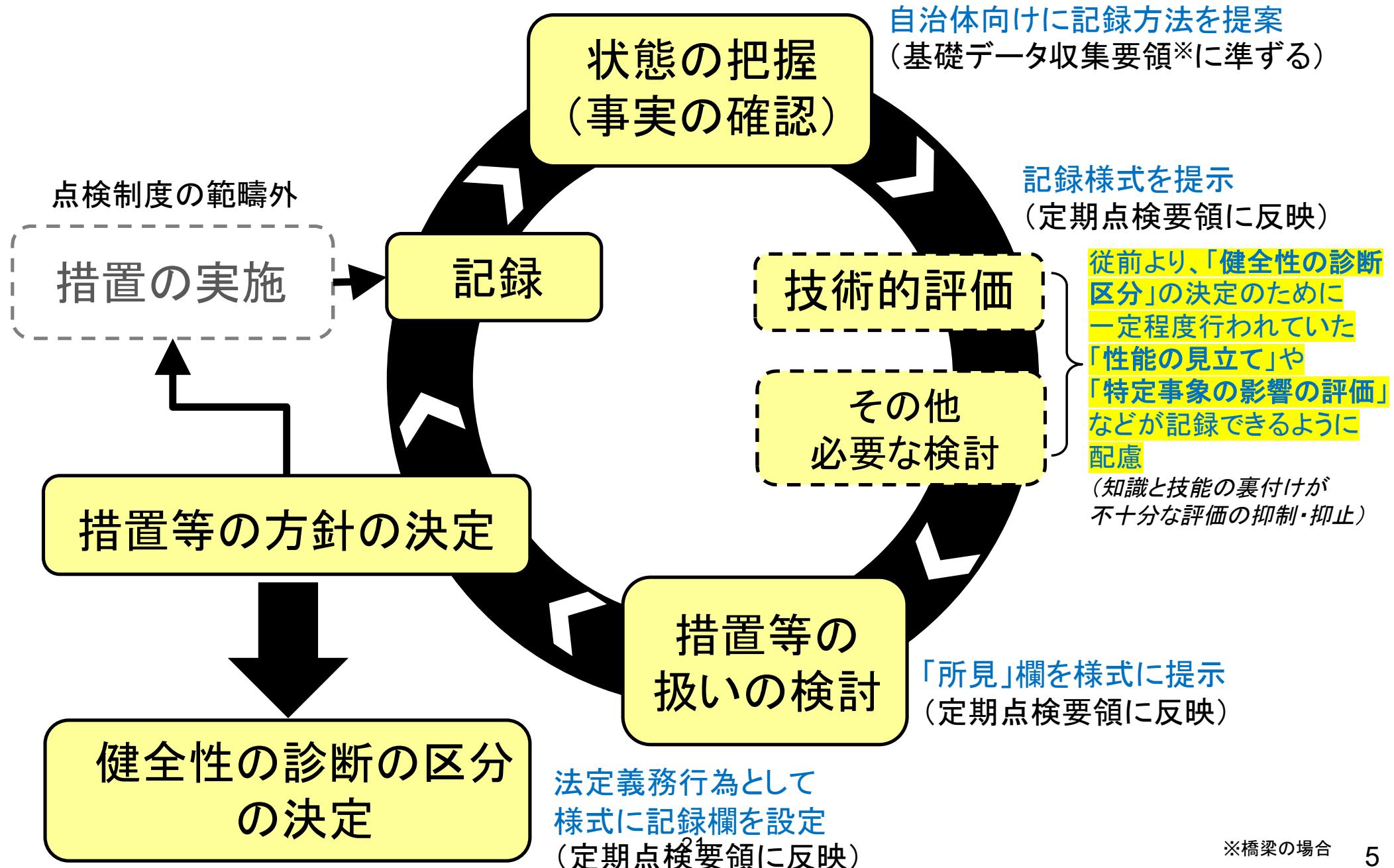
<https://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn1232.htm>

【日本道路協会発行】道路橋点検必携 橋梁点検に関する参考資料

<https://www.maruzen-publishing.co.jp/item/b300601.html>

その他参考になる知見

<https://www.nilim.go.jp/lab/ubg/suguni/index.html>



定期点検要領の改定の概要(管理者共通部分の新旧)



全管理者共通

(旧)

状態の把握(客観的事実)
(統一的記録は残らない)

マネジメント用記録の
データベースの提供
(管理者支援)

(新)

法定義務

技術的助言・推奨

状態の把握(客観的事実)
(基礎データ収集要領※)

構造区別の
告示に準じた健全性の診断の区分
(措置の考え方)

見直し(合理化)

構造区別の**性能の見立て**
(工学的評価)

特定事象の該当等やその見立て
(工学的評価)

必要な情報把握が行われたことの証明
(告示の定義で構造区分毎に判定することに課題)

必要な技術的評価が行われたことの証明

所見(知識と技能の反映)
(措置の考え方の根拠の自由筆記)

健全性の診断の区分の根拠としての記録

自由筆記欄に記入すべき内容の明確化
→ 記入しやすさと記録の質の改善を期待

所見(知識と技能の反映)
(措置の考え方の根拠の自由筆記)

健全性の診断の区分の根拠としての記録

施設単位の健全性の診断の区分
(措置の考え方)

変更なし

道路管理者の判断
(告示による分類)

施設単位の健全性の診断の区分
(措置の考え方)

※橋梁の場合

定期点検要領の改定の概要(国独自部分の新旧)

地方整備局の体系

(旧)

地方整備局が共通部分に加えて独自で行うことを定めた部分
(技術基準など施策検討への反映のための情報取得)

法定義務

(新)

技術的助言・推奨

状態の把握(客観的事実)
(損傷程度の評価)

踏襲

状態の把握(客観的事実)
(損傷程度の評価)

基準改定や劣化傾向把握などの統計用基礎データ

構造区分別の健全性の診断の区分
(措置の考え方)

構造区分別の性能の見立て
(工学的評価)

特定事象の該当等やその見立て
(工学的評価)

技術的助言による「工学的評価」との重複部分は省略

部材別の性能の対策区分
(措置の考え方)

性能実態の把握のための基礎データ

部材別の性能の対策区分
(措置の考え方)

性能実態の把握のための基礎データ

所見(知識と技能の反映)
(措置の考え方の根拠の自由筆記)

所見(知識と技能の反映)
(措置の考え方の根拠の自由筆記)

施設単位の健全性の診断の区分
(措置の考え方)

法令改定はなく、
変更なし

施設単位の健全性の診断の区分
(措置の考え方)

国として施策検討などに活用

従前		様式1			
名等	路線名	所在地	記点欄	緯度	○° ×' △"
○○橋 (フリガナ)マルマルバシ	県道○○	○○県△△市□			
管理者名	定期点検実施年月日	路下条件			
○○県○○振興局○○土木事務所	2013.5.○	市道			
部材単位の診断(各部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入)					
定期点検時に記録		変状の種類 (Ⅱ以上の場合は 位置等が分 に記載)	備考(写真番 位置等が分 ように記載)		
部材名	判定区分 (I ~ IV)				
上部構造	主桁	II			
	横桁	II			
	床版	III	ひびわれ	写真2、床版	
下部構造		I			
支承部		I			
その他					
道路橋毎の健全性診断(判定区分 I ~ IV)					
定期点検時に記録		(判定区分) (A) (B) (C) (D) (E) (F) (G) (H) (I) (J) (K) (L) (M) (N) (O) (P) (Q) (R) (S) (T) (U) (V) (W) (X) (Y) (Z)			

H29道示前の暫定区分
→ 道示とも整合させ、合理化

構造区分単位で、「措置の考え方」を決定することは実態とも整合せず、評価観点も曖昧で不合理

→ 「健全性の診断の区分」の根拠の一部となる、技術的評価の記入欄に変更

- ※) 従来より、所見として自由筆記または、記録としては残されていなかった
- ※) 評価レベルが、従前より最低限行われていた程度を想定 (=知識と技能を有する者の概略の見立て)

評価結果	定期点検実施年月日		定期点検者			
想定する状況						
橋(全体として)	活荷重		地震		豪雨・出水	
上部構造		写真番号		写真番号		写真番号
下部構造		写真番号		写真番号		写真番号
上下部接続部		写真番号		写真番号		写真番号
その他(フェルセーフ)		写真番号		写真番号		写真番号
その他(伸縮装置)		写真番号		写真番号		写真番号

改定

様式3

(診断に関する所見)

	施設ID	定期点検実施年月日					定期点検者
該当部位	特定事象の有無 (有もしくは無)						健全性の診断の区分
	疲労	塩害	アルカリ骨材反応	防食機能の低下	洗掘	その他	
上部構造							
下部構造							
上下部接続部							
その他(フェールセーフ)							
その他(伸縮装置)							

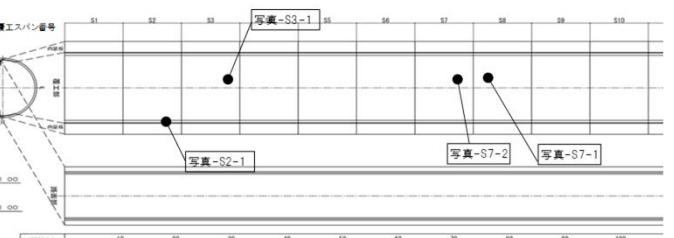
(適宜、所見を記入)	(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項 ・舗装の損傷が著しく走行安全性やポットホールの頻発による利用者被害の観点で懸念がある。を確認しておくことが望ましい。 (2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項 ・鋼桁の塗装が全体的に劣化しており防食機能の低下が進んでいる一方で発錆は限定的である。 (3)損傷等の変状の状態 ・床版:貫通ひび割れを疑うべき遊離石灰の析出のある一方向ひび割れが全橋に散在しており、性がある。 ・コンクリートひびわれ:下部工などに一定程度発生している。雨水のかかる部位では内部鋼材の腐食が確認される。 ・舗装:全橋に著しい凹凸、ひびわれ、ポットホール補修痕があり、床版上面も劣化している。 ・遊間異常:A1部で遊間異常(過小)が見られ、橋台の異常変位の疑いがある。 ・鋼部材に亀裂、破断、ボルトの異常はみられない。 (4)妥当性があると考えられる措置 ・全橋に舗装の劣化状態と床版の遊離石灰の析出を伴う貫通ひび割れの発生からは床版の劣化が高い。 ・鋼部材は、全体的に塗装の劣化が進行している一方で発錆はほとんど見られない。塩害などの予防保全的措置を検討すべき状態といえる。 ・A1橋台部の遊間異常は、下部工の異常変位や堤防そのものの不安定化の可能性も含めて詳しく述べる。
------------	--

「措置の考え方」にも大きく影響する特定事象について、該当の有無等の記録が残せるように欄を追加

※) 従来より、所見として自由筆記または、記録としては残されていなかった

「所見」の自由筆記欄は従前通りただし、「性能の見立て」「特定事象」について別途記録欄があるため、主として「健全性の診断の区分」の決定根拠のみを記入できるため質の改善が期待される

従前

状・異常箇所写真位置図									
アカウト	○○トンネル	路線名	国道○○号	管理者名	○○河川国道事務所	トンネルID			
名 称	○○トンネル	緊急輸送道路				あり			
所在地	自 東京都○○区○○	定期点検業者	○○○○	定期点検年月日	2019年8月1日	代替路の有無	あり		
起点	緯度 36° 05' 25.2"	定期点検者名	○○○○	トンネル延長	L= 4.346 m	トンネルの分類	陸上トンネル掘進工法		
経度 137° 06' 19.0"	変状・異常箇所合計	材質劣化	II	I 番所	III 1 番所	IV 0 番所	III	附着物の取付状態	
終点	緯度 36° 05' 15.8"	トンネル本体工	漏水	II	I 番所	III 0 番所	IV 0 番所	(応急措置後)	58箇所
経度 137° 06' 27.4"		外力	II	0スパン	III 0スパン	IV 0スパン	X	0箇所	
トンネル変状・異常箇所写真位置図									
写真番号の記載例	本体工の変状: 写真-[覆工スパン番号]-[変状番号] 附属物の異常: 写真-[覆工スパン番号]-[異常番号]								
<small> 注1: 本位図は、見下された状態で記載すること。 注2: 覆工スパン番号は横断目地毎/失板工法の場合は上半アーチの横断目地毎に設定すること。 注3: 写真番号に対する変状番号は、各覆工スパンの変状に対して新たに複数された場合は順次追加していくこと。 注4: 横断目地の変状は前の覆工スパン番号で計上すること。 注5: 1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて作成すること。 </small>									
<small> ※1 トンネル本体工の変状数は、材質劣化、漏水に起因するものは変状単位で、外力に起因するものはスパン単位で計上すること。 ※2 本体工の変状に対しては、健全性の判定区分II~IVについて添付すること。また、点検前に実施された措置によりと判断された箇所も添付すること。 ※3 附属物の取付状態の○欄については、応急措置前に判定区分Xとした箇所のうち応急措置によりO判定とした箇所の数を記入すること。 ※4 附属物の異常番号は、本体工と番号が重複しないように10番以降とする者の記述を行い、分かりやすく記録すること。 </small>									

(様式1)

「構造物としての安全性や安定」「利用者被害」の観点で評価する記録様式(様式1)は踏襲する。

追加

道路トンネルの健全性の診断の区分の所見				
所見	路線名	定期点検業者	定期点検年月日	備考

(様式3)

「健全性の診断の区分」の根拠の一部となる技術的評価の記録も残せるように「所見欄」を追加(様式3)

点検の記録の質の改善が期待される

定期点検要領の改定の概要(記録様式の見直し)【シェッド】

従前

定期点検記録様式 (1)ロックシェッド・スノーシェッド

施設名・所在地・管理者名等					施設ID	緯度	経度
施設名	路線名	所在地	起点側	終度	35 159388		
〇〇ロックシェッド (フリガナ)マルマルロックシェッド	国道〇号	〇〇東△△市□□町					139 819139
管理者名	定期点検実施年月日	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占用物件(名称)		
〇〇県△△土木事務所	2019.〇〇	有	一般道	二次	水道管		

部材部位の診断(各部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入) [定期点検者] (株)〇〇コンサルタント [定期点検責任者] △△ □□							
定期点検時に記録							
部材名	判定区分 (I ~ IV)	変状の種類 (II 以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等が分かるよう記載)	応急措置後記録	応急措置後の位置	応急措置内容	応急措置及び判定実施年月日
上部構造	頂版	III	ひびわれ	写真1		II	叩き落とし 2019.〇〇
	主梁	I					
	横梁	I					
	壁・柱	I					
下部構造	受台	I					
	底版・基礎	I					
支承部	III	ひびわれ、剥離	写真2	I			2019.〇〇
その他	I						

施設毎の健全性の診断(対策区分 I ~ IV)

定期点検時に記録		
(判定区分)	(所見等)	(適切に記載する)
III		(適切に記載する)

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

建設年次	延長	幅員
不明	96	8.5
構造形式		
PC製造式		



※建設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

記録項目は、変更なし。

ただし、技術的助言『5. 健全性の診断の区分の決定』の改定に伴い、「健全性の診断の区分」の根拠が記録されるため、点検の記録の質の改善が期待される。

改定

定期点検記録様式 (1)ロックシェッド・スノーシェッド

施設名・所在地・管理者名等								施設ID	緯度	経度
施設名	路線名	所在地	起点側	終度						
〇〇ロックシェッド (フリガナ)マルマルロックシェッド	国道〇号	〇〇東△△市□□町								
管理者名	定期点検実施年月日	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占有物件(名称)					
〇〇県△△土木事務所	2019.〇〇	有	一般道	二次	水道管					

部材単位の診断

部材名	区分 (I ~ IV)	変状の種類 (II 以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等が分かるよう記載)	定期点検者	特記事項 (第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等)
上部構造	頂版				
	I				
	横梁				
	壁・柱				
下部構造	受台				
	底版・基礎				
支承部	III	ひびわれ、剥離	写真2	I	2019.〇〇
その他	I				

施設毎の健全性の診断(区分 I ~ IV)

定期点検時に記録		建設年度	延長	幅員	構造形式
(区分)	(適宜、所見を記入)				
(所見等)					

※建設年度が不明の場合は「不明」と記入する。

シェッド、大型カルバート等定期点検要領（技術的助言）令和6年3月抜粋

5. 健全性の診断の区分の決定

(1) 健全性の診断の区分の決定にあたっては、施設を取り巻く状況を勘案して、施設が次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、どのような状態となる可能性があるのかを推定するとともに、その場合に想定される道路機能への支障や第三者被害の恐れなども踏まえて、効率的な維持や修繕の観点から、次回定期点検までに行なうことが望ましいと考えられる措置の内容を検討すること。

(2) 健全性の診断の区分の決定には、定期的あるいは常時の監視、維持や補修・補強などの修繕、撤去、通行規制・通行止めなどの措置の内容を反映すること。

(3) 定期点検では、施設単位毎に健全性の診断の区分を決定するものとする。このとき、施設の構造等の特徴を踏まえて、想定する状況に対してどのような状態となる可能性があると推定されるかを検討した結果も考慮することが望ましい。

従前

定期点検記録様式 (2)大型カルバート

施設名・所在地・管理者名等				施設ID	緯度	経度
○○カルバート (フリガナ)マルマルカルバート	路線名 国道○号	所在地 ○○県△△市□□町	起点側	35.159388		
管理者名 ○○県△△土木事務所	定期点検実施年月日 2019.○○	代替路の有無 有	自専道or一般道 一般道	緊急輸送道路 二次	占用物件(名称) 水道管	

部材単位の診断(各部材毎に最も厳しい健全性の診断結果を記入)定期点検責任者(株)○○コンサルタント 定期点検責任者 △△ □□ 定期点検時に記録						
部材名	判定区分 (I ~ IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等が分かるよう記載)	応急措置後の判定区分	応急措置内容	応急措置及び判定実施年月日
カルバート本体	III	ひびわれ	写真1	II	叩き落とし	2019.○.○
継手	III	継手の機能障害	写真2	I		2019.○.○
ウイング	I					
その他	I					

施設毎の健全性の診断(対策区分 I ~ IV) 定期点検時に記録 (判定区分) (所見等)	
III	(適切に記載する)

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

建設年次	延長	総幅員
2000	28	10.5
構造形式 場所打ちコンクリート		



※建設年次が不明の場合は「不明」と記入する。

記録項目は、変更なし。

ただし、技術的助言『5. 健全性の診断の区分の決定』の改定に伴い、「健全性の診断の区分」の根拠が記録されるため、点検の記録の質の改善が期待される。

改定

定期点検記録様式 (2)大型カルバート

施設名・所在地・管理者名等				施設ID	緯度	経度
施設名	路線名	所在地	起点側			
管理者名	定期点検実施年月日	代替路の有無	自専道or一般道	緊急輸送道路	占有物件(名称)	

部材単位の診断				定期点検者
部材名	区分 (I ~ IV)	変状の種類 (II以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等が分かるよう記載)	特記事項 (第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等)
カルバート本体				
継手				
ウイング				
その他				

施設毎の健全性の診断(区分 I ~ IV) (区分) (適宜、所見を記入)		全景写真(起点側、終点側を記載すること)	
建設年度	延長	幅員	構造形式

※建設年度が不明の場合は「不明」と記入する。

シェッド、大型カルバート等定期点検要領(技術的助言) 令和6年3月抜粋 5. 健全性の診断の区分の決定

- (1) 健全性の診断の区分の決定にあたっては、施設を取り巻く状況を勘案して、施設が次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、どのような状態となる可能性があるのかを推定するとともに、その場合に想定される道路機能への支障や第三者被害の恐れなども踏まえて、効率的な維持や修繕の観点から、次回定期点検までに行なうことが望ましいと考えられる措置の内容を検討すること。
- (2) 健全性の診断の区分の決定には、定期的あるいは常時の監視、維持や補修・補強などの修繕、撤去、通行規制・通行止めなどの措置の内容を反映すること。
- (3) 定期点検では、施設単位毎に健全性の診断の区分を決定するものとする。このとき、施設の構造等の特徴を踏まえて、想定する状況に対してどのような状態となる可能性があると推定されるかを検討した結果も考慮することが望ましい。

定期点検要領の改定のプロセス

R5.10 道路技術小委員会 改定の方向性の審議

- 課題：診断のばらつき、技術的根拠が不明確、デジタル化への対応の遅れ
- 改定の方向性：診断の質の向上／合理化／デジタル化／点検支援技術活用促進

↓ R5.10-11 自治体アンケート…定期点検実態把握(適用要領、体制、点検支援技術活用の課題)

R5.10-12 道路技術小委員会 分野会議 具体の改定案の審議(橋梁の例)

【メンバー：有識者、自治体(都道府県／政令市／市／町村より各一人)、高速道路会社、地整】

R5.10 1回目

R5.11 2回目

R5.12 3回目

○改定の方向性の審議

○改定素案の審議

○改定案の審議

- ✓ 診断の技術的根拠の記載方法について複数案を提示し、自治体からの分かり易さを求める意見を踏まえ、分かり易い形に修正。
- ✓ 最終的に、自治体から、「技術の向上が必要と認識」「意図が分かれば対応できる」との意見。説明会や研修の要望意見あり。

R6.1 道路技術小委員会 改定案の審議

- 診断の質の向上／合理化 → **診断の技術的評価を記載**(想定される活荷重や地震、風水害に対する構造安全性)
併せて、(不必要的)詳細な損傷情報は省略
- デジタル化 → **記録のデジタル化**(選択式、標準化)
- 点検支援技術活用促進 → 点検計画策定要領(**技術的評価に必要な情報に応じた点検支援技術の活用**)

↓ R6.1-2 自治体等照会

R6.2 全国説明会

…全国3地区に分けて自治体向けに開催(参加者：約1500名)

2/8 北海道・東北・関東

2/9 北陸・中部・近畿

2/9 中国・四国・九州、沖縄

- ✓ **技術的評価の耐荷性や耐久性の考え方**を求める意見が複数出され、要領に「構造解析や精緻な測量などは求められてない」、「車両の複数台同時載荷など過大な荷重、一般に緊急点検を行う程度以上の稀な地震が想定される」旨の追記。



令和6年度～ 改定。本省、国総研、地方整備局等にて、**説明会、研修**を順次実施(道路管理者、民間企業向け)

補足説明資料

技術的助言の位置づけ

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)施行日:令和六年三月一日

(関与の意義)

第二百四十五条 本章において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に關し、国の行政機関(…略…)又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為(普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名あて人となるものに限り、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。)をいう。

一 普通地方公共団体に対する次に掲げる行為

イ 助言又は勧告

:

(関与の法定主義)

第二百四十五条の二 普通地方公共団体は、その事務の処理に關し、法律又はこれに基づく政令によらなければ、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとされることはない。

(関与の基本原則)

第二百四十五条の三 国は、普通地方公共団体が、その事務の処理に關し、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。

:

(技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求)

第二百四十五条の四 各大臣(内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。)又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に關し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2 各大臣は、その担任する事務に關し、都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、前項の規定による市町村に対する助言若しくは勧告又は資料の提出の求めに關し、必要な指示をすることができる。

3 普通地方公共団体の長その他の執行機関は、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関に対し、その担任する事務の管理及び執行について技術的な助言若しくは勧告又は必要な情報の提供を求めることができる。

定期点検の頻度

点検間隔は5年に1回の頻度を**基本とする**。なお、必要に応じて5年より短い間隔で行うことも検討すること。

(道路橋の例)

■道路橋の架設状況や状態によっては、5年より短い時間でその状態が大きく変化して危険な状態になる場合も想定される。

→ 例えば、局部腐食や疲労亀裂の進行、洗掘など特定の要因が関わる場合

■点検を正確に5年の間隔をおいて実施することは難しいことも考えられる。

→ 例えば、発注時期のずれ、現地の交通や周辺環境などの外的要因による制約

定期点検の体制

定期点検は、健全性の診断の区分を適切に行うために必要な知識と技能を有する者による体制で行うこと。

■道路構造物に対する措置(健全性の診断の区分)の決定には、以下のような検討が必要となることが一般的である

- 対象の道路ネットワーク上の位置づけや役割などのとりまく状況の考慮
(障害を生じた場合の社会的影響などについて)
- 次回点検までの間にどのような状態となる可能性があるのかの推定
(災害を含む、想定される状況に、どういう状態となる可能性があるのか)
 - 道路管理者がこれらを適切に行えると認める「知識と技能を有する者」による必要がある。
 - ↑ なお、近接目視で得られる情報を元にした概略評価が目安
—構造解析、精緻な測量、高度な検査技術の適用までは必須ではない。

状態の把握

健全性の診断の区分の決定を適切に行うために必要と考えられる情報を、**近接目視**、または**近接目視による場合と同等の評価が行える他の方法**により収集すること。

最終的に「健全性の診断の区分」の決定が同等の信頼性で行えることが明らかな場合には、必ずしも全ての部材に知識と技能を有する者が近接目視による状態の把握を行わなくてもよい場合もあると考えられ、法令はこれを妨げるものではない。

最低限の知識と技能を有する者が近接目視で把握できる程度の情報を目安とし、必要とされる近接の程度や打音や触診などのその他の方法を併用の必要性は、道路管理者または道路管理者が定期点検を適切に行うために必要な知識と技能を有すると認めた者の判断によることとなる。

健全性の診断の区分の決定

健全性の診断の区分の決定にあたっては、道路橋を取り巻く状況も勘案して、道路橋が次回定期点検までに遭遇する状況を想定し、どのような状態となる可能性があるのかを推定するとともに、その場合に想定される道路機能への支障や第三者被害の恐れなども踏まえて、効率的な維持や修繕の観点から、次回定期点検までに行うことが望ましいと考えられる措置の内容を検討する。

健全性の診断の区分の決定には、監視、維持や補修・補強などの修繕、撤去、通行規制・通行止めなどのいずれの措置を行うべき状態なのかの判断を反映。

↑
以下のような観点からの総合的な評価による決定が必要

- 今後遭遇する状況下で、どのような状態となる可能性があるのか？
- そのような事態に対して、どのような機能を期待するのか？
- どのような道路機能への支障や第三者被害の恐れがあるのか？
- 効率的な維持や修繕のために、いつどのような措置をするべきなのか？

<ポイント1>

構造全体の評価をいきなり決定づけることは難しいため、一般には、「上部構造」「下部構造」「上下部接続部」という役割が異なる大きな構造単位に着目して、性能の見立てを行ったうえで、橋全体としての評価を行う事が合理的。

<ポイント2>

「性能の見立て」

＝次回点検までに想定される状況に対して、どのような状態となる可能性？ただし、

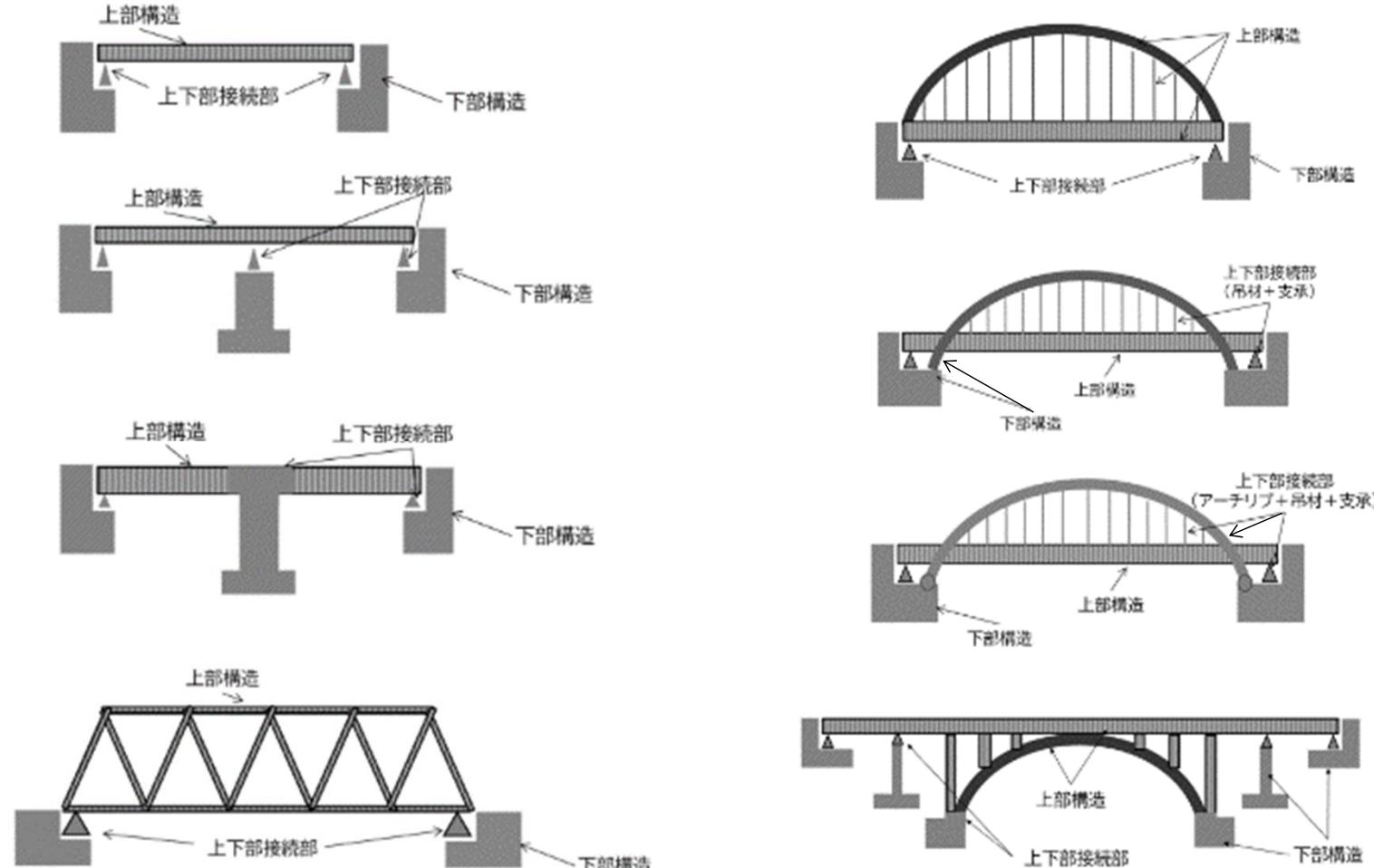
- ①近接目視を基本として得られる情報程度からの技術者の主観でよい
(技術レベルは、道路管理者が必要な知識と技能を有するかどうか判断)
- ②想定する状況は、起こりえないことはないが、頻繁には生じない程度の規模
例：稀にしか生じないであろう重量車両の満載などの過大な活荷重状況

道路管理者が緊急点検を行う程度以上の規模が大きい地震 など
※構造解析や、精緻な測量、高度検査技術による情報収集までは必須でない。
※点検時の情報による、点検時点での大まかな推測を3段階で行う程度
※従来の「構造区分毎の対策区分」の評価と技術的水準は変わらない。

「上部構造」「下部構造」「上下部接続部」の区分けは、「道路橋示方書(H29)」を参考としつつ、道路管理者(定期点検を行う者)が対象に応じて決めれば良い。

※橋梁形式が同じでも、設計内容によっては同じとはならないこともある。

※耐荷性能の概略の見立てのための便宜的なものであり、厳密性は求められない。



「健全性の診断の区分」の決定では、従来より予防保全の必要性などの検討結果も反映されてきたものと考えられる。

効率的で合理的な維持管理のために重要なこれらの検討が確実に行われるとともに、合理的な維持管理のために記録が残せるよう様式が改良されている。

なお、経験を踏まえて、予防保全の観点から、様式には「疲労」「塩害」「アルカリ骨材反応」「防食機能の低下」「洗掘」が用意されている。

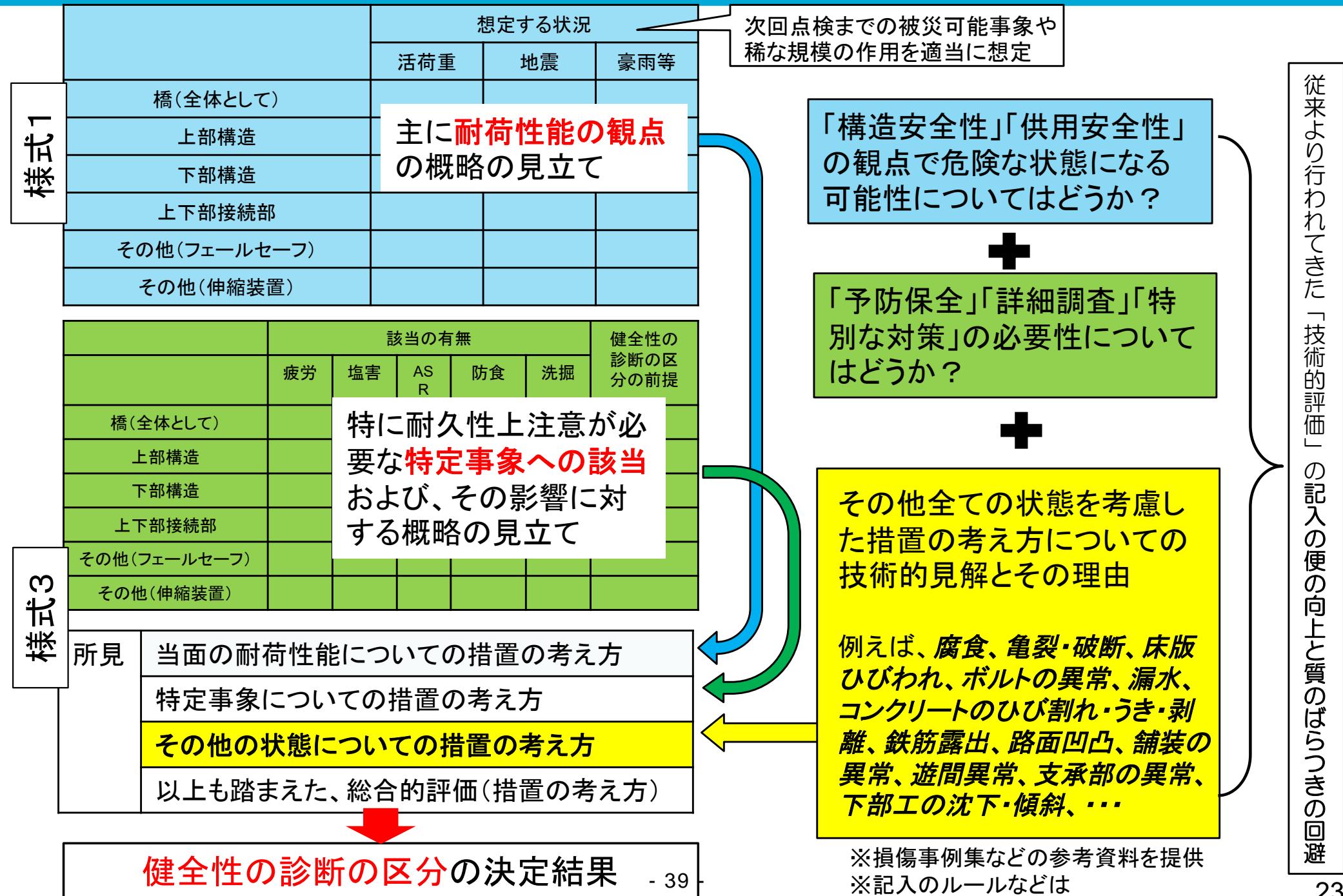
※様式にない事象も適宜加えるなども行うのが良い

※健全性の診断の区分の決定にどう影響したのかの記録も適宜残すのがよい

特定事象の有無、健全性の診断に関する所見

	施設ID			定期点検実施年月日		定期点検者		
該当部位	特定事象の有無 (有もしくは無)						健全性の診断の区分の前提	特記事項 (第三者被害の可能性に対する 応急措置の実施の有無等)
	疲労	塩害	アルカリ 骨材反応	防食機能 の低下	洗掘	その他		
上部構造								
下部構造	<ul style="list-style-type: none"> ・該当の有無を記載 ・その程度等、健全性の診断の区分の決定に関わる情報については、所見に記載 						<p>近接目視により把握したのか、詳細な調査を行った結果であるのか等を補足</p>	
上下部接続部								
その他(フェールセーフ)								
その他(伸縮装置)								

「健全性の診断の区分」の決定にかかる記録の構成 (1/2) 【橋梁】



「健全性の診断の区分」の決定にかかる記録の構成(2/2) 【橋梁】

(1)「構造安全性」や「供用安全性」からの特筆すべき事項

「様式ー1(主に耐荷性能の観点からの性能の見立て)」についての補足説明



(2)特定事象との関連性からの特筆すべき事項

「様式ー3(特定事象)」の補足(予防保全、詳細調査、特別な対策)の必要性等



(3)損傷等の変状の状態

例えば、

○発生している損傷について

- ・特徴(位置、規模や程度、その他特筆すべき性状)
- ・推定される原因および緊急性
- ・放置した場合の影響

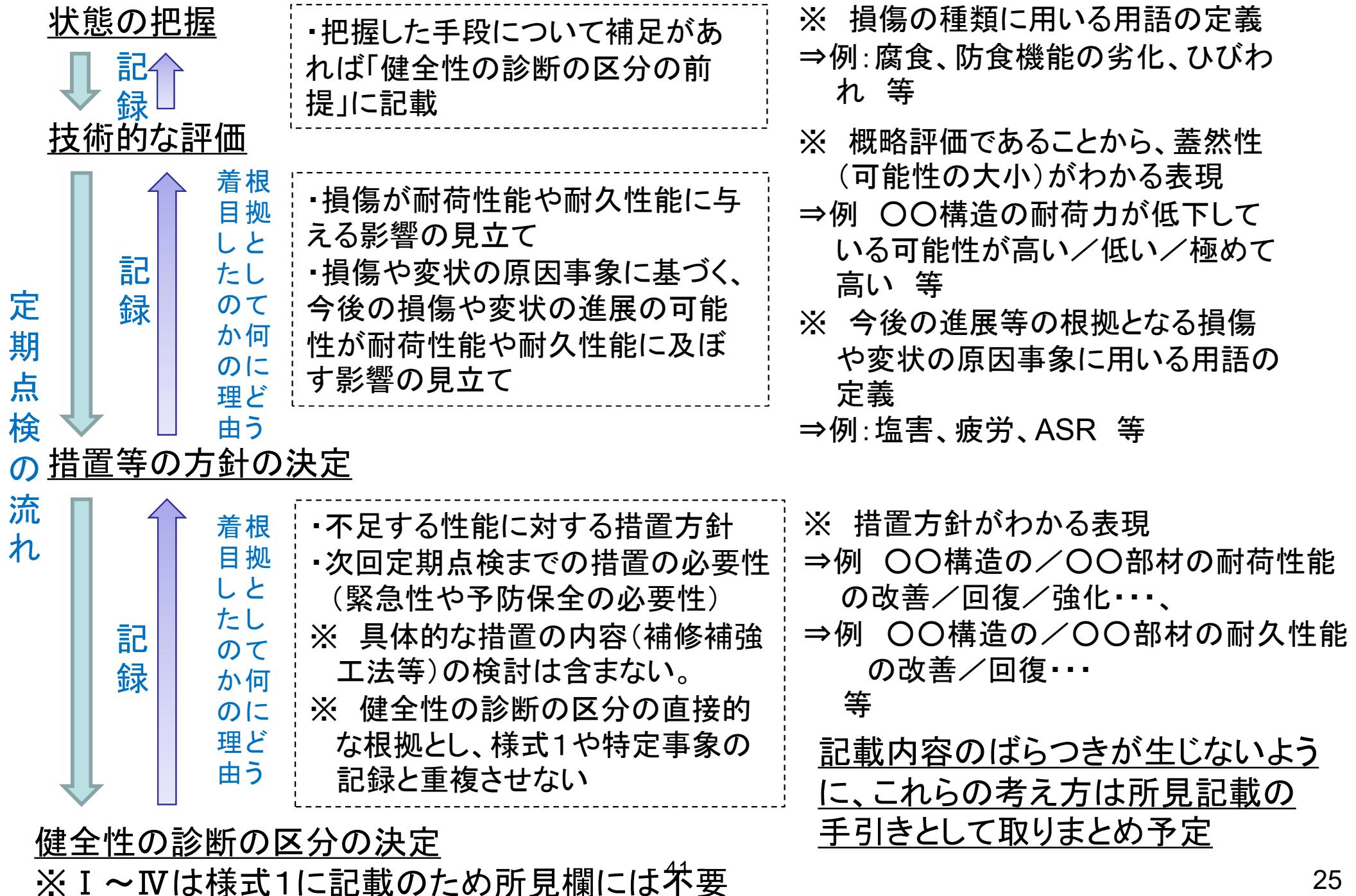
○発生していない損傷(……は発生していない)



(4)妥当性があると考えられる措置

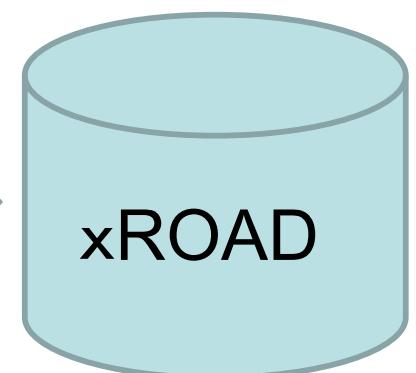
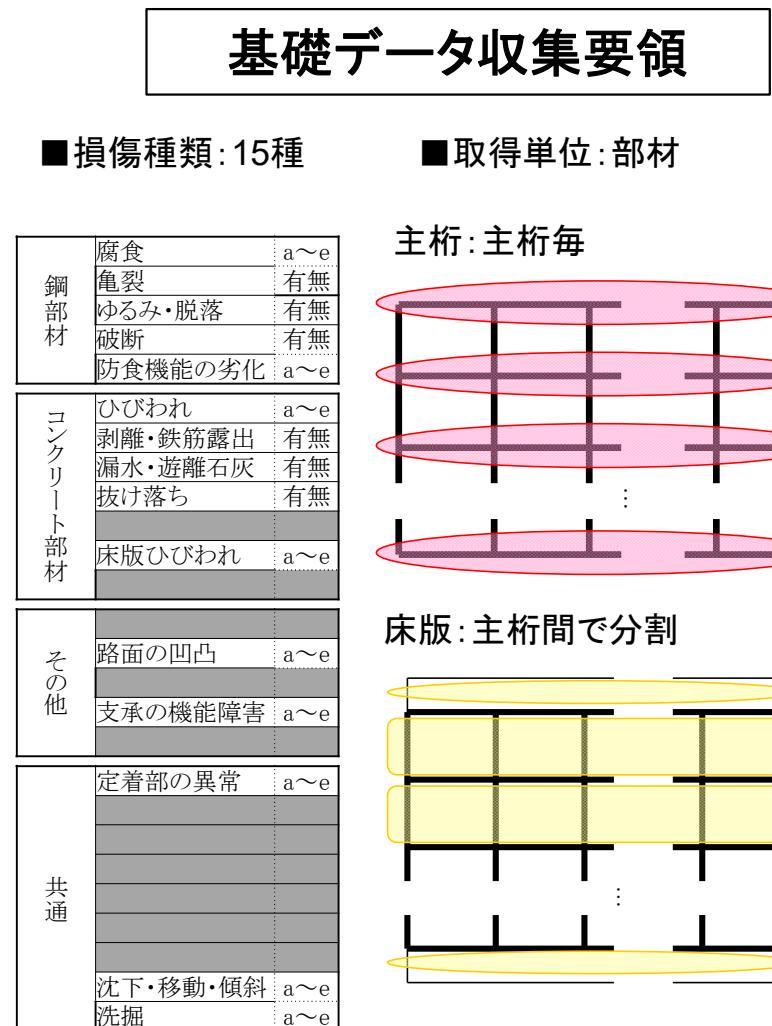
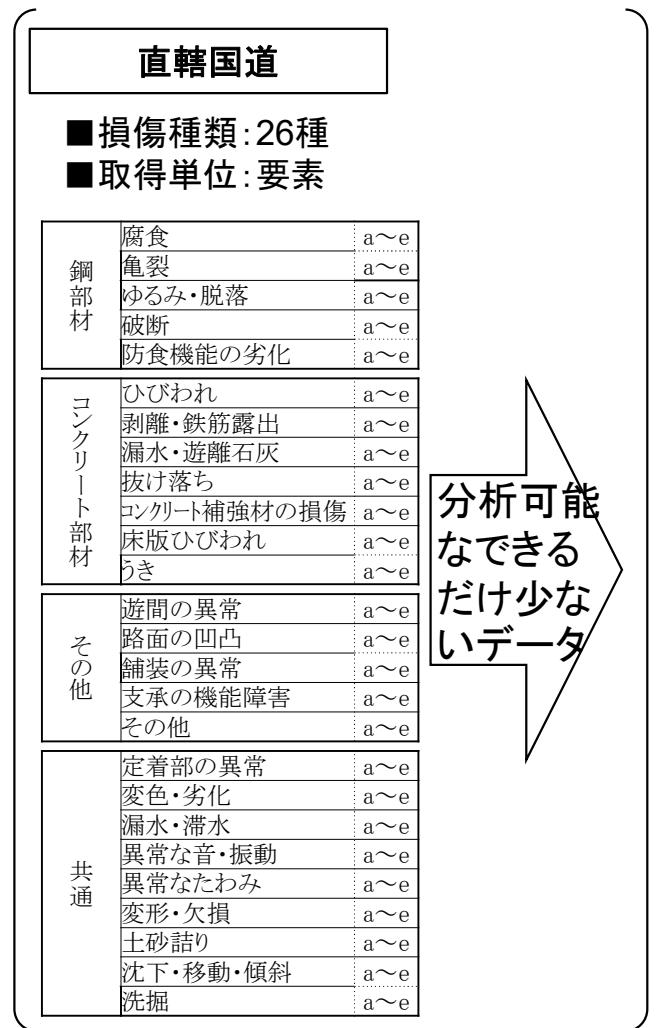
(健全性の診断の区分の根拠となる見解の総括)

所見の記載内容について



「基礎データ収集要領」の提供 【橋梁】

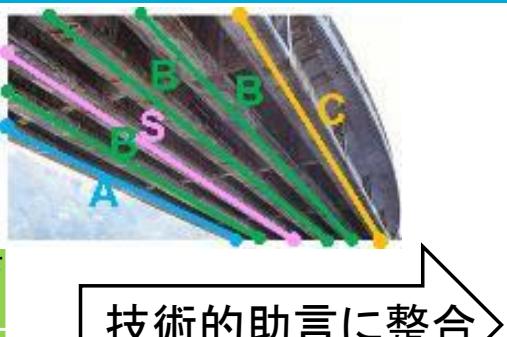
マネジメントに資する客観的事実の記録として統一的なフォーマットを提供
 (管理者がH19長寿命化修繕計画策定にあたり活用実績もある)
 → 他管理者とも比較検討が可能になる。
 → 国の分析結果との比較検討も可能になる。



国の定期点検(法定点検+管理者任意)の改定予定 【橋梁】

部材単位の技術評価 (対策区分の判定)

A	損傷が認められないか、補修の必要がない。
B	状況に応じて補修を行う必要がある。
C	速やかに補修等を行う必要がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点で、緊急対応必要
E2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応
S	詳細調査の必要



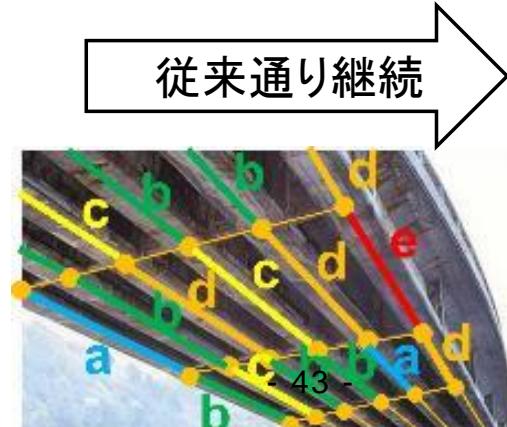
技術的助言に整合

構成要素単位の技術評価 (技術的助言(様式1)の反映)

A	何らかの変状が生じる可能性は低い。
B	致命的ではないものの、何らかの変状が生じる可能性がある。
C	致命的な状態となる可能性がある。
E1	橋梁構造の安全性の観点で、緊急対応必要
E2	その他、緊急対応の必要がある。
M	維持工事で対応
S	詳細調査の必要

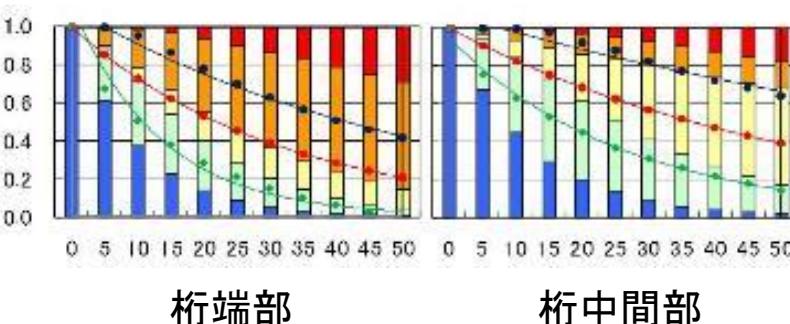
要素単位の客観的事実 (損傷程度の評価)

a	損傷なし
b	損傷の程度 小
c	
d	
e	損傷の程度 大



従来通り継続

鋼鉄桁橋 主桁腐食 (A、B塗装系) の劣化曲線の例



国が技術基準等の施策検討に活用
(分析用基本データ)

＜ポイント1＞

構造全体の評価をいきなり決定づけることは難しいため、構造物の特性の違いも考慮して、適当な区間単位毎に評価した上で、それらを総合的に評価した結果として、道路トンネル全体として健全性の診断の区分の決定を行うことが合理的。

※適当な区間単位について

山岳トンネル工法で構築されたトンネルの場合、覆工背面の地質や支保構造を目視では確認できないなど、構造物としての特性が異なる区間を明確に区切れないことも多いため、覆工スパン毎に区間を区切って、それぞれ評価を行うことが一般的である。

<ポイント2>

次回点検までに想定する状況においてどのような状態となる可能性があるかを評価する。

ただし、

- ①近接目視を基本として得られる情報程度からの技術者の主観でよい
(技術レベルは、道路管理者が必要な知識と技能を有するかどうか判断)
- ②想定する状況は、道路トンネルの構造や地形・地質条件等を踏まえて適宜設定
例：日常的に起こるほどではないが通常の供用では稀な規模の地震動程度

※構造解析や、精緻な測量、高度検査技術による情報収集までは必須でない。

※点検時の情報による、点検時点での大まかな推測を行う程度

※技術的水準は従来と変わらない。

<ポイント3>

「健全性の診断の区分」の決定にも大きく関わることが多い「地すべり」「膨張性地山」、「有害水の影響」などの事象への該当の有無やそれらと健全性の診断の区分との関係については記録を残しておくのがよい。

「健全性の診断の区分」の決定にかかる記録の構成(1/2)【トンネル】

「構造物としての安全性や安定」「利用者被害」の観点で評価



様式3		分に関する所見		基準ID	備考
名 称		路線名		定期点検実施者	定期点検年月日
道路トンネルの健全性の診断の区分の所見					
<p>構造安全性や安定性についての措置の考え方</p> <p>特定事象に関する見解</p> <p>その他変状に関する見解</p> <p>以上も踏まえた、総合的評価(措置の考え方)</p>					

その他全ての状態を考慮した措置の考え方についての技術的見解とその理由

例えば、

効果的な維持管理を行う上で重要なとされる「特定事象(地すべり、膨張性地山、有害水の影響等)」に関する見解

その他の変状(圧ざ、ひび割れ、うき・はく離、鋼材腐食、亀裂、破断、緩み、脱落、変形・移動、沈下、隆起、背面空洞、巻厚の不足または減少、漏水、滯水、土砂流出、補修・補強材の破損、変形・欠損、がたつき、……)に関する見解

健全性の診断の区分の決定結果

「健全性の診断の区分」の決定にかかる記録の構成(2/2)【トンネル】

(1)「構造物としての安全性や安定」「利用者被害」の観点からの特筆すべき事項
「様式-1」についての補足説明



(2)その他全ての状態を考慮した措置の考え方についての技術的見解と
その理由

■特定事象との関連性

特定事象の該当の有無や予防保全、詳細調査、特別な対策の必要性等

■その他の変状の状態

例えば、

○発生している変状について

- ・特徴(位置、規模や程度、その他特筆すべき性状)
- ・推定される原因および緊急性
- ・放置した場合の影響

○発生していない変状(……は発生していない)



(3)妥当性があると考えられる措置

(健全性の診断の区分の根拠となる見解の総括)

＜ポイント1＞

構造全体の評価をいきなり決定づけることは難しいため、適当な構造の単位毎に、それらが次回点検までに想定する状況においてどのような状態となる可能性があるのかを評価した上で、それらを総合的に評価した結果として、施設全体として健全性の診断の区分の決定を行うことが合理的。

※適当な区間単位について

シェッドであれば上部構造、下部構造、支承部、またカルバートであればカルバート本体、継手、ウイングとできることが一般的である。

＜ポイント2＞

次回点検までに想定する状況においてどのような状態となる可能性があるかを評価する。

ただし、

- ①近接目視を基本として得られる情報程度からの技術者の主観でよい。
(技術レベルは、道路管理者が必要な知識と技能を有するかどうか判断)
- ②想定する状況は、施設の状態や構造条件等を踏まえて適宜設定
例：日常的に起こるほどではないが通常の供用では稀な規模の地震動程度

※構造解析や、精緻な測量、高度検査技術による情報収集までは必須でない。

※点検時の情報による、点検時点での大まかな推測を行う程度

※技術的水準は従来と変わらない。

＜ポイント3＞

「健全性の診断の区分」の決定にも大きく関わることが多い「塩害」「アルカリ骨材反応」「防食機能の低下」「洗掘」などの事象への該当の有無やそれらと健全性の診断の区分との関係については記録を残しておくのがよい。

※健全性の診断の区分の決定にどう影響したのかの記録も適宜残すのがよい

定期点検要領における

「健全性の診断の区分」の決定にかかる記録の構成(1/2)【シェット・大型カルバート】

様式1

シェッド

部材単位の診断				定期点検者	特記事項 (第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等)
部材名	区分 (I ~ IV)	変状の種類 (II 以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等が分かるよう 「-」記載)		
上部構造	頂版				
	主梁				
	横梁				
	壁・柱				
下部構造	愛台				
	底版・基礎				
支承部					
その他					

大型カルバート

部材単位の診断				定期点検者	特記事項 (第三者被害の可能性に対する応急措置の実施の有無等)
部材名	区分 (I ~ IV)	変状の種類 (II 以上の場合に記載)	備考(写真番号、位置等が分かるよう 「-」記載)		
カルバート本体					
継手					
ウイング					
その他					

施設毎の健全性の診断(区分 I ~ IV)

(区分)	(適宜、所見を記入)
(所見等)	<p>構造物としての安全性についての措置の考え方</p> <p>特定事象に関する見解</p> <p>その他の状態に関する見解</p> <p>以上も踏まえた、総合的評価(措置の考え方)</p>

※建設年度が不明の場合は「不明」と記入する。

健全性の診断の区分の決定結果

「構造物としての安全性」「道路利用者や第三者被害予防」の観点で評価



その他全ての状態を考慮した措置の考え方についての技術的見解とその理由

例えば、効果的な維持管理を行う上で重要と考えられる「特定事象(塩害、アルカリ骨材反応、防食機能の低下、洗掘等)」に関する見解

その他の変状(腐食、亀裂、破断、防食機能の劣化、ゆるみ・脱落、ひび割れ、うき、剥離・鉄筋露出、漏水・遊離石灰、支承の機能障害、継手の機能障害、目地部の変状、吸い出し、洗掘、不同沈下、頂版上・のり面の変状、路上施設の変状、...)に関する見解

「健全性の診断の区分」の決定にかかる記録の構成(2/2)【シエット・大型カルバート】

(1)「構造物としての安全性」や「道路利用者や第三者被害予防」の観点からの特筆すべき事項

「様式－1(主に部材単位の診断)」について、部材単位の診断から施設毎の健全性の診断への補足説明



(2)その他全ての状態を考慮して措置の考え方についての技術的見解とその理由

■特定事象との関連性

特定事象の該当の有無や予防保全、詳細調査、特別な対策の必要性等

■その他の変状の状態

例えば、

○発生している変状について

- ・特徴(位置、規模や程度、その他特筆すべき性状)
- ・推定される原因および緊急性
- ・放置した場合の影響

○発生していない変状(……は発生していない)



(3)妥当性があると考えられる措置

(健全性の診断の区分の根拠となる見解の総括)

參考資料

道路法施行令
(政令)

道路法等の改正に伴う政令(H25.9.2施行)

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第三十五条の二 法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況(次号において「道路構造等」という。)を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 二 道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
 - 三 前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、**国土交通省令で定める。**

(道路の維持又は修繕に関する技術的基準等)

第四条の五の六(※) 令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの(以下この条において「トンネル等」という。)の点検は、トンネル等の点検を適正に行うために**必要な知識及び技能を有する者**が行うこととし、**近接目視**により、**五年に一回の頻度**で行うことを**基本**とすること。
- 二 **前号の点検を行ったときは**、当該トンネル等について**健全性の診断**を行い、その結果を国土交通大臣が定めるところにより**分類すること**。
- 三 第一号の**点検**及び前号の**診断の結果**並びにトンネル等について令三十五条の二第一項第三号の措置を講じたときは、その内容を記録し、当該トンネル等が**利用されている期間中は、これを保存**すること。

※H26要領策定当時は第四条の二

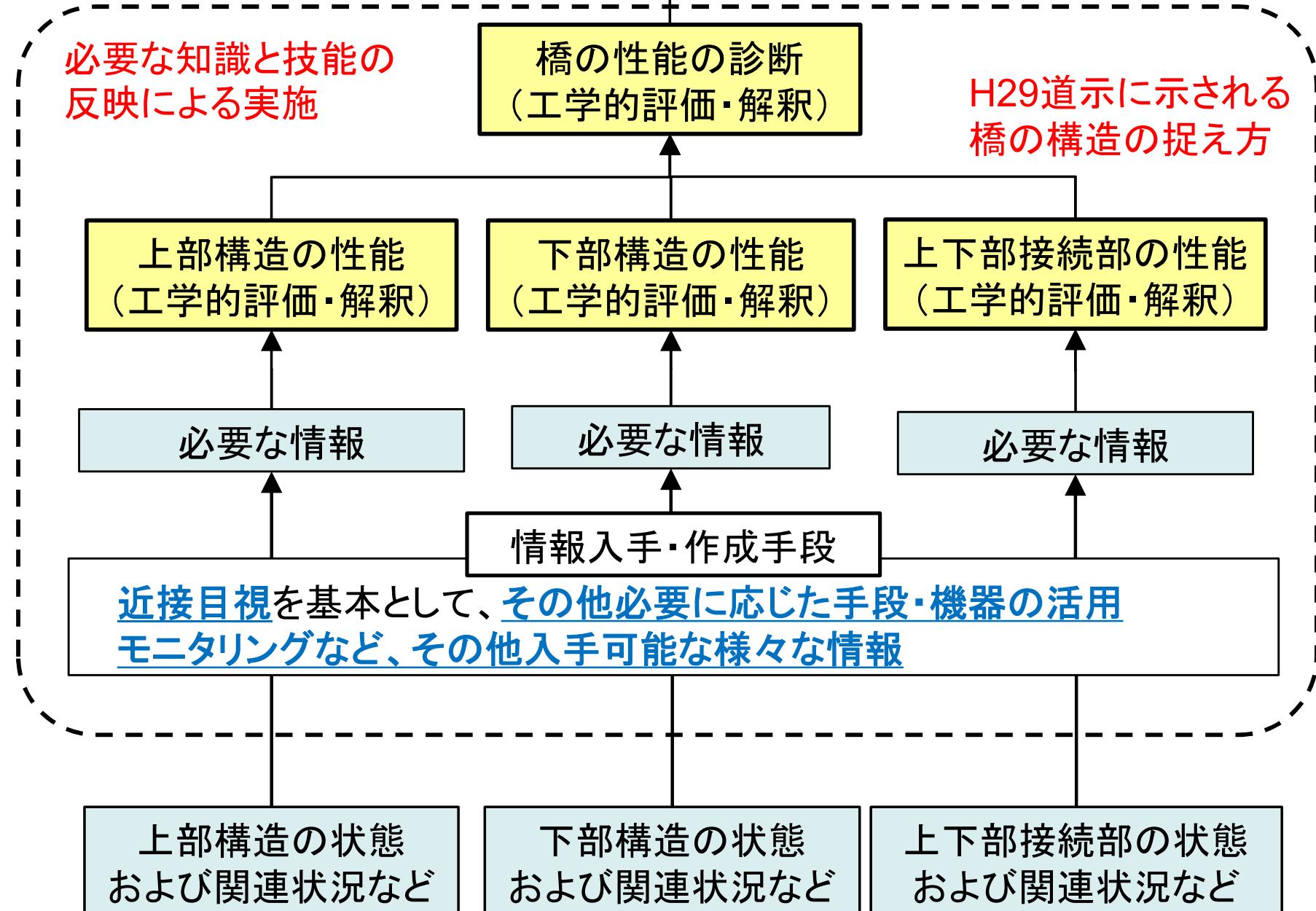
告示

健全性の診断結果の分類

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示

区分(告示)		
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

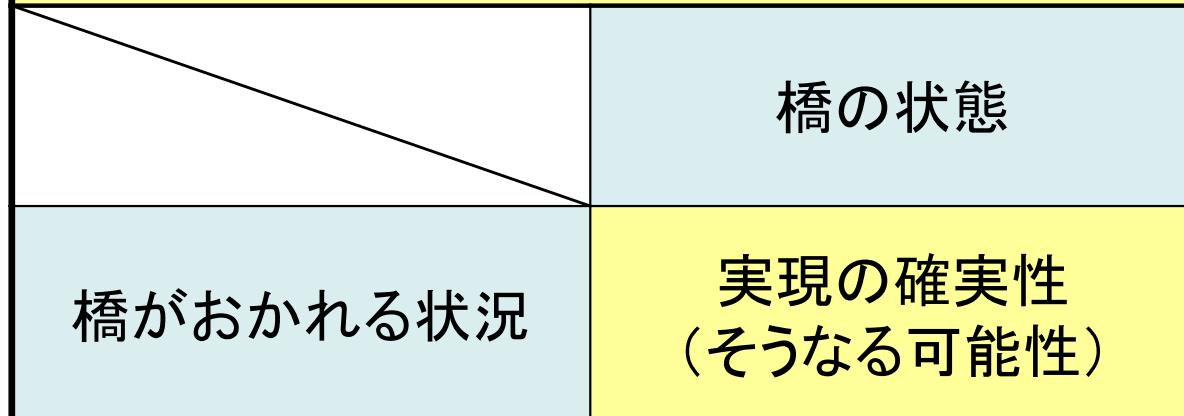
措置の考え方(健全性の診断の区分)の決定



想定する期間において

- 想定する状況(遭遇する作用など)に対して
- どの程度の確からしさで
- どのような状態となる可能性があるのか

耐荷性能の基本的な評価方法



その他の性能

道路構造物として、それぞれが満足することを求める様々な性能があれば、それについても考慮が必要。

これらが、どのくらいの期間保証できるのか(=耐久性)



法定の定期点検制度で想定する運用の体系

